

報道関係者 各位

令和6年8月5日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室

室長 金丸 浩也

室長補佐 広瀬 祐一

TEL : 025-288-3504

## 令和6年度新潟県最低賃金の改正決定について 新潟地方最低賃金審議会答申

新潟地方最低賃金審議会（会長 長谷川 雪子）は、本年7月3日、新潟労働局長（千葉 茂雄）から「新潟県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、新潟県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、8月5日に結論を取りまとめ、新潟労働局長に対し「時間額985円」とする旨の答申を行った。

この「時間額985円」は、現行の新潟県最低賃金（931円）を「54円」引き上げるものである。

新潟地方最低賃金審議会においては、7月25日、中央最低賃金審議会から示された目安（答申）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申がまとめられたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、新潟県最低賃金が改正されることとなる。

### 【参考：新潟県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
最低賃金額	831円	859円	890円	931円	985円
対前年度上昇率	0.12%	3.37%	3.61%	4.60%	5.80%
対前年度上昇額	1円	28円	31円	41円	54円